



各 位

2025 年 2 月 14 日

会 社 名 株式会社モンスターラボホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 鮎川 宏樹  
(コード：5255、グロース市場)  
問合せ先 C F O 鈴木 澄人  
(T E L . 03-4455-7243)

(開示事項の変更・訂正)「第三者割当増資による優先株式の発行、定款の一部変更、  
資本金及び資本準備金の額の減少、並びに剰余金の処分に関するお知らせ」  
の一部変更・訂正について

当社は、2025 年 1 月 15 日付「第三者割当増資による優先株式の発行、定款の一部変更、  
資本金及び資本準備金の額の減少、並びに剰余金の処分に関するお知らせ」(以下「本プ  
レスリリース」といいます。)においてお知らせした資本金及び資本準備金の額の減少につ  
いて、一部誤記載があったためこれを訂正するとともに、日程に変更が生じることとなつた  
ため、下記のとおりお知らせいたします。

記

(変更箇所は下線、訂正箇所は二重下線を引いております。)

【変更・訂正前】

Ⅲ. 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分について

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

3,822,046,424 円 (但し、2025 年 1 月 15 日から 2025 年 3 月 26 日までの間に当社新株予  
約権が行使された場合は、当該新株予約権の行使により増加する資本金の額を加算し、当社  
A 種種類株式の発行により増額する資本金の額が 1,650,000,000 円から減少した場合は、当  
該減少した額を控除した金額)を減少して 100,000,000 円とする。

(2) 減少する資本準備金の額

11,895,036,880 円 (但し、2025 年 1 月 15 日から 2025 年 3 月 26 日までの間に当社新株  
予約権が行使された場合は、当該新株予約権の行使により増加する資本準備金の額を加算  
し、当社 A 種種類株式の発行により増額する資本準備金の額が 1,650,000,000 円から減少

した場合は、当該減少した額を控除した金額)を減少し、25,000,000円とする。

【変更・訂正後】

Ⅲ. 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分について

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

3,822,046,424円(但し、2025年1月15日から2025年3月27日までの間に当社新株予約権が行使された場合は、当該新株予約権の行使により増加する資本金の額を加算し、当社A種種類株式の発行により増額する資本金の額が1,650,000,000円から減少した場合は、当該減少した額を控除した金額)を減少して100,000,000円とする。

(2) 減少する資本準備金の額

11,895,036,880円(但し、2025年1月15日から2025年3月27日までの間に当社新株予約権が行使された場合は、当該新株予約権の行使により増加する資本準備金の額を加算し、当社A種種類株式の発行により増額する資本準備金の額が1,650,000,000円から減少した場合は、当該減少した額を控除した金額)を減少し、25,000,000円とする。

【変更・訂正前】

4. 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の日程

|   |                   |
|---|-------------------|
| (1) 本資本金等の額の減少に係る取締役会決議<br>本資本金等の額の減少議案に関する本株主総会付議に係る取締役会決議 | 2025年1月15日        |
| (2) 債権者異議申述公告日_(予定)_  | <u>2025年2月19日</u> |
| (3) 債権者異議申述最終期日(予定)   | <u>2025年3月19日</u> |
| (4) 本株主総会決議日(予定)  | 2025年3月27日        |
| (5) 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の効力発生日(予定)                           | 2025年3月28日        |

【変更・訂正後】

4. 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の日程

|   |                   |
|---|-------------------|
| (1) 本資本金等の額の減少に係る取締役会決議<br>本資本金等の額の減少議案に関する本株主総会付議に係る取締役会決議 | 2025年1月15日        |
| (2) 債権者異議申述公告日  | <u>2025年2月14日</u> |
| (3) 債権者異議申述最終期日(予定)   | <u>2025年3月14日</u> |
| (4) 本株主総会決議日(予定)  | 2025年3月27日        |

|                                       |            |
|---------------------------------------|------------|
| (5) 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の効力発生日<br>(予定) | 2025年3月28日 |
|---------------------------------------|------------|

以上